



2019年9月18日

各位

上場会社名 LCホールディングス株式会社
 代表者 代表取締役社長 金子 修
 (JASDAQ・コード 8938)
 問合せ先 経営企画室 室長 宮下 仁
 (TEL 03-5545-8101)

(追加)「監査役会設置会社への移行及び定款の一部変更並びに臨時株主総会付議
 議案の決定に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、2019年9月18日付で開示しました「監査役会設置会社への移行及び定款の一部変更並びに臨時株主総会付議議案の決定に関するお知らせ」につきまして下記のとおり追加いたします。なお、別紙そのものが当該追加箇所となりますので全体への下線は付しておらず、定款変更箇所のみ下線を付しております。

記

1.追加箇所

2. 定款の一部変更について

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

2. 追加内容

2. 定款の一部変更について

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

別紙

【定款変更案】

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条から第4条 (条文省略)	第1条から第4条 (現行どおり)
第2章 株式および端株	第2章 株式および端株
第5条から第10条 (条文省略)	第5条から第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条から第16条 (条文省略)	第11条から第16条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役会の設置)	(取締役会の設置)

<p>第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、10名以内とする。 2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。 2. (条文省略) 3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、10名以内とする。 <u>(2. 削除)</u></p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>(2. 削除)</u> <u>(3. 削除)</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. (現行どおり) 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p>
---	--

<p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に 対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を 短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、会社法第399条の 13第6項の規定により、その決議に よって重要な業務執行(同条第5項各 号に掲げる事項を除く。)の決定の全 部または一部を取締役に委任するこ とができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会 の決議事項について書面または電磁 的記録により同意したときは、当該決 議事項を可決する旨の取締役会の決 議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要 領およびその結果ならびにその他法令 に定める事項は、議事録に記載または 記録し、出席した取締役がこれに記名 押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員で ある取締役とそれ以外の取締役とを区 別して、株主総会の決議によって定め る。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>第31条から第37条 (条文省略)</p>	<p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役 <u>および各監査役</u>に対し、会日の3日前 までに発する。ただし、緊急の場合に は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は取締役の全員が取締役会 の決議事項について書面または電磁的 記録により同意したときは、当該決議 事項を可決する旨の取締役会の決議が あったものとみなす。<u>ただし、監査役 が異議を述べたときはこの限りでな い。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要 領およびその結果ならびにその他法令 に定める事項は、議事録に記載または 記録し、出席した取締役<u>および監査役</u> がこれに記名押印または電子署名す る。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決 議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>
---	---

<u>(新設)</u>	第5章 監査役および監査役会
<u>(新設)</u>	(監査役および監査役会の設置) 第30条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u>
<u>(新設)</u>	(監査役の員数) 第31条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u>
<u>(新設)</u>	(監査役の選任) 第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
<u>(新設)</u>	(監査役の任期) 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>
<u>(新設)</u>	(常勤監査役) 第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>
<u>(新設)</u>	(監査役会の招集通知) 第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>
<u>(新設)</u>	(監査役会の決議の方法) 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
<u>(新設)</u>	(監査役会の議事録) 第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>

<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(監査役会規程) <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等) <u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除) <u>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条から第40条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条から第45条 (条文省略)</p> <p>附 則 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条から第43条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第45条から第48条 (現行どおり)</p> <p>附 則 (現行どおり)</p>

以上